

「仕事ムービー」「学校ムービー」投稿規程

(定義)

第1条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 「本サイト」とは、特設ポータルサイト「専修学校 #知る専」をいいます。
- (2) 「事務局」とは、文部科学省より委託を受けた「専修学校と地域の連携深化による職業教育魅力発信力強化事業」において本サイトの運営を行う株式会社日経B Pをいいます。
- (3) 「本ページ」とは、本サイト内の「仕事ムービー」または「学校ムービー」ページをいいます。

(目的)

第2条 本ページは、専修学校の魅力を広く発信するために、第3条に定める投稿資格を有する学校又は機関が、1) 専修学校を卒業して職業人として活躍する自校の卒業生について、専修学校時代の学びや現在の職業を紹介すること、2) 自校について、提供する教育内容や設備、在学生に対して実施する学習支援やキャリア支援を紹介すること、を通じて、本サイトに訪問した方が専修学校の教育内容及び卒業後のキャリア並びに専修学校への理解を深めることを目的としています。

(投稿資格)

第3条 本規程を遵守する次に該当する学校又は機関であれば、どなたでも前条の目的のために本ページに投稿いただけます。

- (1) 事務局に対して、投稿を申請し許可を受けた場合
2. 本ページへの投稿作業は、前項に定める学校又は機関に所属する者からの依頼を受けて、事務局が行うものとします。

(遵守事項)

第4条 別途通知する方法にて、動画及び説明文等の必要事項を送付してください。

2. 本ページへの投稿に際しては、掲載対象となる卒業生等の出演者に対して事前に説明の上、本サイトへの掲載について必ず同意を取得してください。
3. 本ページへの投稿に際しては、必ず本規程及び文部科学省の「[個人情報保護について](#)」をよく読み、内容を確認し、同意の上投稿を行ってください。

(注意事項)

第5条 本ページに投稿いただいた情報は、事務局にて内容を確認し、第6条の各項目に該当していないもののみ公開します。なお、当該掲載基準及び非公開とした理由について事務局が公開又は開示することはありません。

2. 本ページへの投稿は、投稿者が単独で著作権を有する内容及び著作権を有する第三者から投稿者が利用を許諾された内容に限ります。

3. 本ページへの投稿に際して参考にした第三者の文献等については、当該部分を明確にし、出典を明示してください。
4. 事務局は、投稿者に対し、内容又は表現等について、修正をお願いすることがあります。
5. 事務局は、誤字脱字又は表題・小見出しを含めた体裁等について、加除修正を行うことがあります。
6. 事務局は、本ページへの投稿依頼（第3条第2項）をもって、当該内容のYouTubeへの掲載及びYouTube利用規約について投稿者が同意したものとみなし、「専修学校と地域の連携深化による職業教育魅力発信力強化事業」において運営するYouTubeのチャンネル上に投稿した内容のリンク先を本ページ上に掲載することとします。

（掲載不可事項）

第6条 以下の項目に該当すると事務局が判断した場合、当該投稿は掲載せず、又は削除します。

- （1）事務局が示したテーマに沿った、専修学校の魅力発信や専修学校教育の振興に資する投稿ではなく、個別の学校や学科の紹介に重点を置いた内容であると判断されるもの。
- （2）第三者を誹謗中傷し、差別し、又は第三者の名誉若しくは信用を毀損すること。
- （3）第三者の秘密を漏洩し、又はプライバシーを侵害すること。
- （4）著作権・肖像権その他第三者の権利利益を侵害すること。
- （5）虚偽又は事実と反すること。第三者になりすますこと。
- （6）法令に違反し、又は違反するおそれのあること。
- （7）わいせつ・暴力・脅迫等、公序良俗に反すること。
- （8）特定の宗教・教派・教団を支持又は批判をすること。
- （9）営利を目的とすること。
- （10）特定の学校及び学科への入学を誘導すること。
- （11）他校を誹謗中傷し、差別し、又は他校の名誉若しくは信用を毀損すること。
- （12）特定の職業を誹謗中傷し、差別し、又はその職業の名誉若しくは信用を毀損すること。
- （13）本サイトの正常な動作を妨げるような不正な行為を行うこと、過度に負担をかけること。その他本サイトの運営を妨げること。
- （14）前各号のほか、事務局が不適切と判断すること。

（著作権）

第7条 投稿にかかる著作物の著作権は、原則として投稿者に帰属するものとします。

2. 投稿者は、事務局及び文部科学省に対し、投稿にかかる著作物の著作権について、無償で非独占的に複製、翻案、公表、公衆送信又は利用することを許諾し、また、著作者人格権を行使しないものとします。

(責任)

第8条 事務局は、本サイトの利用に起因して発生した投稿者の損害（投稿者及び第三者の間で生じたトラブルに起因する損害も含みます。）、及び本サイトを利用できなかったことにより発生した投稿者の損害について、いかなる責任も負わないものとし、一切の損害賠償義務を負わないものとします。

2. 事務局は、事務局が必要と判断する場合、投稿者に通知することなく、本サイトの全部又は一部の提供を中断又は停止することができるものとします。事務局は、当該中断又は停止により投稿者が被った損害又は不利益について一切責任を負わないものとします。

3. 前各項に定める他、事務局は、投稿者間に生じた紛争の一切について責任を負わないものとします。

4. 投稿者は、第三者との間に投稿に関連する紛争が引き起こされた場合は、直ちに事務局に報告するとともに、自己の責任と負担において一切を処理しなければならないものとします。この場合において、事務局は、投稿者に対し必要な指示をすることができるものとします。

(反社会的勢力)

第9条 投稿者は、事務局に対し、自己が次の各号に該当しないことを表明保証し、将来にわたり該当しないことを誓約するものとします。

(1) 自ら並びにその親会社、子会社、関連会社、役員及び重要な従業員が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずるもの（以下総称して「反社会的勢力」という。）であること。

(2) 自ら並びにその親会社、子会社、関連会社、役員及び重要な従業員が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。

(3) 前二号に該当しなくなったときから5年を経過していないこと。

(4) 自ら又は第三者を利用して、事務局に対し、次に掲げる行為又はこれに準ずる行為を行うこと。

(a) 暴力的な要求行為

(b) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(c) 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(d) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて、事務局の信用を毀損し、又は事務局の業務を妨害する行為

(本規程の変更)

第10条 事務局は、事務局が必要と判断する場合、いつでも本規程を変更することができるものとします。変更後の本規程は本サイトに掲示された時点からその効力を有し、投稿者が当該変更後も本サイトを使用し続けることにより、変更後の本規程に有効な同意をしたものとみなします。

(準拠法及び裁判管轄)

第11条 本規程に関する準拠法は、日本法とします。

2. 本規程に関連する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附 則（2021 年 3 月 9 日）

この規程は、2021 年 3 月 9 日から施行します。

附 則（2023 年 6 月 29 日 一部改正）

この規程は、2023 年 6 月 29 日から施行します。